

平成15年度第4回理事会

日 時 平成15年6月27日（金）13：30～

場 所 特別会議室

議 題

- 1 役員退職手当規程及び役員給与規程の一部改正について
- 2 その他

資 料

- 1 独立行政法人森林総合研究所役員退職手当規程及び役員給与規程の一部改正について

資料1

理 事 会 資 料
平成15年6月27日
職 員 課

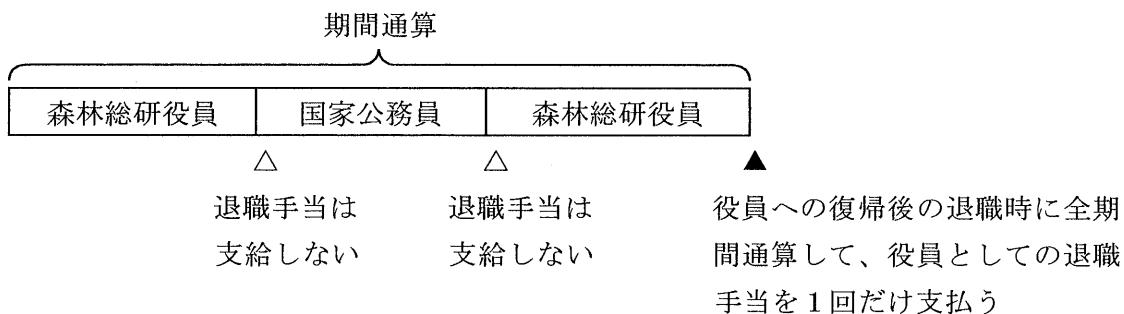
独立行政法人森林総合研究所役員退職手当規程 及び役員給与規程の一部改正について

平成15年5月28日の参議院本会議において、「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」が可決・成立し、6月4日に公布されたところである。

改正内容の一部に、独立行政法人等への役員に就任した場合の退職手当支給に係る規定の整備が盛り込まれたことに伴い、現行規程の改正が必要になったので、下記により改正したい。

記

- 当所役員が当所役員への復帰を前提として退職をし、国の職員になった場合には、復帰後の退職時のみ退職手当を支給することとするため、所要の規定整備。



- 国家公務員が、国等への復帰を前提として退職をし、当所役員に就任した場合には、復帰後の退職時のみ退職手当を支給することとするため、所要の規定整備。
- 上記規定整備に伴う、役員給与規程の調整手当及び期末特別手当の支給に係る所要の規定整備。

* 詳細は、別紙新旧対照表のとおり

「独立行政法人森林総合研究所役員退職手当規程」の一部改正新旧対照表

No.1

	改 正 後	現 行
「独立行政法人森林総合研究所役員退職手当規程」(13森林総研第30号)	第1条～第2条 [略]	第1条～第2条 [略]
(支給額) 第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき退職の日にして得たものとみなされた者(以下「後段又は第4条の2第1項の規定による役職別期間」といいう。)1月につき、それぞれ退職した日に得たその28の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。	(支給額) 第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき退職の日にして得たものとみなされた者(以下「後段又は第4条の2第1項の規定による役職別期間」といいう。)1月につき、それぞれ退職した日に得たその28の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。 2 [略]	(支給額) 第3条 退職手当の割合を乗じて得たものとみなされた者(以下「後段又は第4条の2第1項の規定による役職別期間」といいう。)1月につき、それぞれ退職した日に得たその28の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。 2 [略]

改 正 後

現 行

4 「国の機関又は独立行政法人通則法第2条に定める特定独立行政法人(以下「国の機関等」という。)から復帰した第1項の役員が、退職した場合における国の職員等としての在職期間中の第3条第1項に規定する月額は、国の機関等での役職等を勘案して理事長が別に定める額とする。

5 第2項の役員が、引き続き国の職員等となることなく退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、第2項に規定する在職期間(国の職員等としての在職期間を含む。)を国家公務員退職手当法第7条の勤続期間とみなしう、国の職員等を退職した日の奉給月額を勘案して理事長が別に定める額を同法の退職の日ににおける奉給月額として、同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 第2条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位については、国家公務員退職手当法第11条の規定を適用する。

第6条～第10条 [略]

附 則 [略]

附 則 [略]

附 則 [平成14年3月29日13森林総研第2496号]
1～4 [略]

附 則 [平成〇〇年〇月〇〇日〇〇森林総研第〇〇〇〇号]
この規程は、平成15年6月30日から施行する。

(遺族の範囲及び順位)
第5条 第2条に規定する遺族の範囲及びこれら者が退職手当を受ける順位については、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第11条の規定を適用する。

第6条～第10条 [略]

附 則 [略]

附 則 [平成14年3月29日13森林総研第2496号]
1～4 [略]

「独立行政法人森林総合研究所役員給与規程」の一部改正新旧対照表

改 正 後		現 行	No.1
「独立行政法人森林総合研究所役員給与規程」(13 森林総研第29号)	「独立行政法人森林総合研究所役員給与規程」(13 森林総研第29号)	「独立行政法人森林総合研究所役員給与規程」(13 森林総研第29号)	
第1条～第4条 [略]	第1条～第4条 [略]	第1条～第4条 [略]	
(調整手当)	(調整手当)	(調整手当)	
第5条 [略] 2・3 [略] 4 国の職員等 (国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号) 第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)から引き続き常勤役員となつた者(独立行政法人森林総合研究所役員退職手当規程(13 森林総研第30号)第4条の2第1項又は第2項に該当する者に限る。)について、当該常勤役員として直後に在勤する事務所に係る調整手当の支給割合が、国の職員等から引き続き常勤役員となつた前日に在勤していた地域等に係る一般職の職員の給与に関する法律第11条の3の規定による調整手当(以下この項において「調整手当」という。)の支給割合に達しないこととなるときは、第1項の規定にかかわらず、3年を経過するまでの間、「常勤役員となつた日の前日に在勤していた地域等に係る調整手当と同じ支給割合の調整手当を支給する。	第6条 [略]	(期末特別手当)	
第6条 [略]	第6条 [略]	第6条 [略]	
(期末特別手当)	(期末特別手当)	(期末特別手当)	
第7条 [略] 2 [略] 3 第1項後段の例外として、基準日前1箇月以内に退職し、引き続き国 の職員等となつた場合には期末特別手当を支給しない。	第7条 [略] 2 [略] 3 第1項後段の例外として、基準日前1箇月以内に退職し、引き続き国 の職員等となつた者(独立行政法人森林総合研究所役員退職手当規程第4条の2第1項又は第2項に該当する者に限る。)の第2項の在職期間については、国の職員等として在職した期間を現在に在職する常勤役員としての在職期間とみなす。	第7条 [略] 2 [略] 3 第1項後段の例外として、基準日前1箇月以内に退職し、引き続き国 の職員等となつた者(独立行政法人森林総合研究所役員退職手当規程第4条の2第1項又は第2項に該当する者に限る。)の第2項の在職期間については、国の職員等として在職した期間を現在に在職する常勤役員としての在職期間とみなす。	
第8条～第11条 [略]	第8条～第11条 [略]	第8条～第11条 [略]	
附 則 (削る) [略]	附 則 (削る) [略]	附 則 (削る) [略]	

改 正 後	現 行
附 則〔平成13年12月4日13森林総研第1848号〕 士(削る) [略]	附 則〔平成13年12月4日13森林総研第1848号〕 1 [略]
附 則〔平成14年11月29日14森林総研第1645号〕 1~5 [略]	附 則〔平成14年11月29日14森林総研第1645号〕 1~5 [略]
附 則〔平成〇〇年〇月〇〇日〇〇森林総研第〇〇〇号〕 <u>この規程は、平成15年6月30日から施行する。</u>	